

# 住宅性能表示制度

指定住宅性能評価機関は国土交通大臣が指定します。

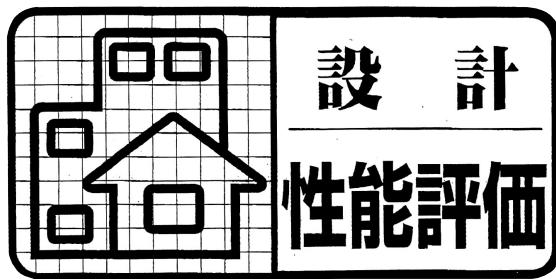
指定住宅性能評価機関の指定条件は、法律等で詳しく定められています。評価は建築士等の資格を持った人が、講習を受け、「評価員」として行います。評価機関ごとに必要な評価員の最低限の数も定められています。もちろん機関としての経済的な裏付けも必要です。これらの条件にあった団体や企業が、国土交通大臣に申請して、厳格な資格審査を経て指定を受けることになっています。既に全国で80以上の機関が活動中です。

マーク付きの設計・建設住宅性能評価書は、この機関でなければ交付することができません。それ以外の人が、このマーク付きの「住宅性能評価書」を交付すると法律で罰せられることになっています。

指定住宅性能評価機関が、住宅性能表示制度に基づいて交付する設計・建設住宅性能評価書には以下のマーク(標章)が付くこととなります。

## <住宅性能評価書に付けられる標章(マーク)>

設計住宅性能評価書の標章(マーク)

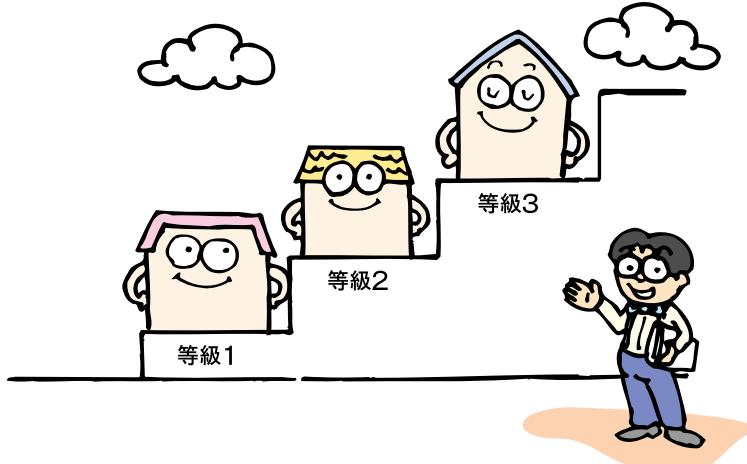


建設住宅性能評価書の標章(マーク)



性能は比較しやすいように等級や数値で表示します。

性能を表示するための共通ルール(「日本住宅性能表示基準」といいます)は、性能を比較しやすいうる等級や数値で示します。等級は数字が大きいほど性能が高いことを表しています。例えば耐震性能は等級1～3、省エネルギー性能の等級は1～4まであります。等級1より等級2の方が性能が高いことを示しています。また、どんな工法でも同じ等級3ならほぼ同じ性能水準ということです。相互に比較することができる性能が表示されますので、間違いない選択が可能になるでしょう。



どんな家を建てたいかによってレベルを選びましょう。

等級などは、高ければ高いだけよいと思われますが、本当に自分が欲しい性能をしっかりつかんで選択したいものです。

等級が低いからといって一般に生活するのには、まず問題のないレベルのものもあります。これから説明する、それぞれの性能項目のうち、どの性能にこだわるのかをはっきりさせておきたいものです。

